

## 第3期第5回美術品補償制度部会 議事録

1. 日 時 平成26年1月29日(水) 16:00～18:00

2. 場 所 東京文化財研究所地下会議室

3. 出席者 (委員)

・鈴木部会長, 箱守部会長代理兼専門調査会長, 馬淵委員, 岡部委員,  
佐藤委員, 富田委員, 雪山委員, 白原委員, 村上委員

(ヒアリング)

【東京富士美術館】

・五木田館長, 杉浦総務部長, 岡村学芸課長

【有識者】

・山梨 俊夫氏 (国立国際美術館長)

・長田 謙一氏 (名古屋芸術大学大学院美術研究科教授)

(事務局)

・山下部長, 江崎美術学芸課長, 渡辺課長補佐, 松本美術品補償調査官

4. 概 要

(1) 美術品補償制度に係るヒアリング

(2) 審査等 (非公開)

(3) その他 (非公開)

※議題(2), (3)は, 「文化審議会美術品補償制度部会の会議の公開について」(平成25年5月10日文化審議会美術品補償制度部会決定)により非公開。

(1) 美術品補償制度に係るヒアリング

鈴木部会長: 議題1の美術品補償制度に係るヒアリングでございますが, 今回で4回目になりますけれども, 改めてヒアリングの趣旨を説明したいと思います。展覧会における美術品損害の補償に関する法律におきましては, 法律の施行後3年を目途に, 法律の施行の状況や社会経済情勢の変化等を勘案し, 補償契約による政府の補償の範囲について検討を行い, 所要の措置を講ずることが定められております。

今年の5月31日をもって法律施行後3年を迎えることから, 本部会では, 美術品補償制度に係る関係機関や有識者からのヒアリングを実施いたしまして, 本制度に係る問題点や課題を抽出して, その改善方策等についての整理をしていきたいと考えております。

本日は, 美術館からのヒアリングといたしまして, 東京富士美術館, それから有識者からのヒアリングといたしまして, 山梨俊夫国立国際美術館長, 長田

謙一名古屋芸術大学大学院美術研究科教授のお二方にお越しいただいております。

それでは、初めに、東京富士美術館館長の五木田館長より、御意見の発表をお願いいたします。10分程度でこの意見の発表いただいた後、質疑、御意見交換を20分程度お願いしたいと思っています。

よろしくをお願いいたします。

#### 【東京富士美術館】

五木田館長：東京富士美術館の五木田と申します。本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。私の後ろに2名同僚がおりまして、現場で実務に携わっております杉浦総務部長、それから岡村学芸課長が2名同席をさせていただきます。

今日は、この3年間で私が直接体験し、また同業者の美術館の学芸員の皆さん、それからパートナーの新聞社の事業部の皆さんなどの様々な意見を聞きながら、私なりの感想を申し上げたいと思います。率直に単刀直入に申し上げますので、委員の皆様には耳に痛い言葉もあるかもしれませんが、その点御了承ください。

まず、当館の現状を最初に御紹介させていただきますが、東京富士美術館は開館してから30年たちますけれども、この間に私たちは新聞社の助けを借りずに、独自で海外の美術館と直接一対一で交渉して、学芸員同士、館長同士話合いを持って、独力で展覧会を手作りで作ってまいりました。昨年は、秋に開催した印象派の展覧会がございまして、これで42回目を数えております。

国家補償制度ができてからのこの3年間におきましては、2011年の春に、中国の北京にある故宫博物院において、展覧会を予定しておりましたけれども、東日本大震災の影響で開催が延期となりまして、タイミングが合わずに見送りをしました。

その次のチャンスとして、2013年10月、昨年秋、印象派展が当館としては最初の申請の取組となりました。しかし、2か月前の8月の締切りに資料をそろえるということが非常に困難であり、間に合わなかったために断念をしました。この展覧会は8か国、31の美術館のレンダーから借りるという大掛かりなもので、借用先の数の多さから、それが負担となりまして、申請の実現ができなかったという経験でございます。

次回のチャンスは今年の9月、イギリスのロイヤルアカデミーから所蔵品を借りるという展覧会がございまして、これも最終的に見送りとなりました。イギリスの美術品が、アジア・オセアニア巡回の1年ツアーの途中から日本に輸入するという経路になっておりまして、オーストラリアからの輸入ということもあり、共催の新聞社さんの意向もありまして、日本の輸入経路が直接のレンダーではないということもあり、見送っております。当館としては3回のチャンスがありましたが、2回見送り、1回は申請の書類がそろわず断念という結果でございます。

私の方から、ちょっと幾つかの点にまとめてお話を申し上げたいと思うんで

すけれども、第1点目に保険の制度についてです。まず、50億円の下限というものがあるわけなんですけれども、これは撤廃をしていただきたいなど。

なぜ億まで民間の保険会社で掛けなければいけないのか。本来の理想は、保険料を払わない、ゼロにするということが理想だと思うんですけれども、下限を設定しないということが現実的でないのであれば、せめてもっと安い金額、例えば10億円とか、そういうふうに下げてもらえないかなというのが、全国のような学芸員の気持ちだと思います。

それから、続きまして保険の内容についてなんですけれども、特にアメリカの美術館、アメリカの個人所蔵家に対して受け入れられていないという現状です。これにしっかり取り組まなければいけないんじゃないかなと思っていて、アメリカの美術館、アメリカの個人所蔵家への受け入れてもらえるような説明の仕方とか内容づくりを深めるべきではないかと思っております。

これは約款に、これは例外、これも例外という例外事項が多過ぎるんですね。これは貸出し側が読んだとき、もううんざりしてしまって、やめたとなってしまうわけで、レンダーが納得していないというのが実情です。特にアメリカがそうなんですけれども、アメリカの国家補償は国が全て補償するという、このシンプルな一言で片付いていまして、例外は戦争とテロだけということなんです。日本のものはとても細かくて、例外のものは貸出し側が負担しなきゃならないということになっていたりして、なかなかオーケーを出さないということのようです。

アメリカの美術館関係者の方の話を聞きますと、国家補償制度そのものは賛成であり、いい制度だと思うと。どんどん利用すべきだと。しかし、日本の補償制度は使いにくいと。これがとても残念だと。もっと例外事項をなくしてシンプルにすることが必要だし、このままだと将来性はないんじゃないかと言いますね。日本の制度はベリー・シリアス・マターだと言っています。

ちなみに、アメリカの美術館がフランスに貸し出すときはフランスの国家補償制度を使っているそうですし、フランスの制度はいいんじゃないかなと言っていますね。それから、アメリカ国内にある美術館同士の貸し借りの際にも、アメリカの国家補償制度を通常使っているということであるようです。

これは理想ですけれども、保険会社に支払う保険料がゼロになるということが本当の意味の国家補償だと思いますので、理想を目指して、修正できる点は修正していただきたいというのが私の気持ちです。

これは補足ですけれども、日本の美術館ではなくて海外の美術館、とりわけアメリカの美術館にもヒアリングを行っていただく機会があれば、有り難いなと思っています。例えばボストン美術館なんかも、そういう機会があればどんどん協力しますというふうに言っておりました。

続きまして、保険料についてなんですけれども、これはもう3年たって、ほとんどの人がもう了解している事項なんですけど、あえて更に言いますけれども、国家補償だと安く抑えられるというイメージがあったんですけど、それは全くの幻想だったんですね。

例えば極端な例の話なんですけれども、評価額の総額が500億円相当の展覧会の場合、国家補償を利用しないで普通に保険を掛ける場合、料率を仮に20銭とすると、保険料1億になりますよね。国家補償を利用すると、50億円分の例えば1,000万円で済むんじゃないかと最初シンプルにこう考えるわけなんですけれども、実際そうではなくて、総額の500億円全体に対して、保険会社が適宜50%から70%相当の保険料を算出して、そういう保険料が掛かってくるという結果になっていますので、余り有り難みがないと、余り変わらないんじゃないかと。保険料が高過ぎるとというのが、日本の皆さんの多くの意見です。

しかも、事前に保険の料率とか保険料というのが分からなくて、直前まで主催者としては、予算とこの支出の様々な金額を想定してやりくりするのが、ちゃんと表が作れないという不便さがありまして、使いにくいなど。その保険の決め方がちょっと最後まで不透明で分かりにくいというふうにみんな言っています。

それから、提出資料について申し上げます。煩雑さ、それから量の多さ、締切日の早さが主催者の業務を圧迫しています。現状では、資料作成のための専属スタッフを集めて専門のチームを作って対応しないとできないような実情です。展覧会の担当の学芸員が、同時にこれも関わるといことは実際不可能で、スタッフを抱えられる大きな新聞社にのみ、対応が可能なような制度となってしまうという、非常に残念な結果ですね。

提出資料は最低限のものでよいと考えます。国際標準の内容が整っている美術館同士の貸借契約書というものがあれば、もうその写しだけで十分じゃないかと思っているんですね。例えば輸送経路の計画書なんですけれども、トンネルの数を数えてトンネルの状況を記入するとか、そういうのはおかしな話で、それは木を見て森を見ないという類いじゃないかなと思うんですね。

また、展覧会というのは、御承知のように直前の3か月でディテールが詰められていきますので、3か月前にディテールを提出するというのはなかなか難しいです。それで、実際には早過ぎるとというのが私たちの感覚ですね。変更した場合の柔軟性というのも乏しくて、余り現実的でないという気がしますね。

それから、危険分散の考え方なんですけれども、飛行機の1便、トラックの1台について、評価額50億円以内の貨物でバランスを取れというふうになっていると思うんですけれども、これもちょっとどうかなと。せっかく輸送計画を作っても、余計な費用が増えるだけです。3便の予定が9便になってしまったというようなことも聞きました。これはかえって実情に合わない措置なんじゃないかなと思います。

あと、レンダーの数についても影響が出ておまして、1レンダーならまだしもいいんですけれども、今回の私たちの印象派展のように31レンダーのような場合、やはり作業負担が31倍になりますね。これは非常に現場をやっている者としては相当大変だというのが実感でした。

結論、それから要望なんですけれども、現行の制度は、せっかく作ったんだ

けれども、大きな新聞社、大きな美術館、大きな保険会社さんを利するだけのちょっと偏った制度になってしまっているという気がします。新聞社さんの事業も大事なんですけれども、私たちのような民間の私立美術館とか、地方の小さな美術館の学芸員の熱意に応えるような制度になってほしいなど。地方の美術ファンの利益に応えるような制度になっていってもらいたいなど。それが真に国民のための制度なんじゃないかと思っております、小さな美術館や私立の美術館にも最大に配慮していただけるような制度に変えていただきたい。地方の小さな美術館、私立の美術館の企画展にも寄り添うような制度設計をしてもらいたい。

例えば、地方の市立美術館の場合、人口5万、10万の都市の場合、予算もすごく限られて少ないです。そういうところの学芸員が、例えば浮世絵版画展をやりたい。しかも国内では難しく、海外のいい保存状態のものを借りたい。そう思ったときに、こういう制度が使えれば本当に助かると思うんですね。それが現在、やはりそういうところには寄り添う形になっていなくて、結局大きなところしか使いづらいという、これは直していただきたいというのが、私の気持ちでございます。

以上です。

鈴木部会長：ありがとうございました。大変多岐にわたる問題点について、率直にお話しいただきました。ありがとうございます。

お話しいただいたこと、我々も問題意識を持っているわけでございますけれども、この今のお話について、何か御質問、御意見等ありましたら、委員の方からお話しいただきたいんですが。どなたか。箱守委員、どうぞ。

箱守部会長代理：今、五木田館長のお話の中ですごく響いた点は、保険会社を助ける制度とおっしゃったわけですが、私もそう思っています、こんなことじゃなかったはずだと。保険料負担を抑えるためにこの制度を作ったわけなんです、実際に運用を開始してみると、さっきおっしゃったように余り保険料が下がらなかったと。

50億円というバーがあって、それが保険料を削減するためのうまい方策にはならなかったということにして、50億円というバーは文化庁の方で財務省と検討されて多分作られたんだと思うんですけれども、3年見直しを機に、やはりどんどん先細りになっているものですから、私なりの意見としては、極端なことを言えばもうバーを1億円ぐらいまで下げてしまうというようなことを考えてもいいのかなと。

本来であれば、アメリカは徐々に下のバーと上のバーを上げていくと、要するに実績を積み重ねながら育てて、どんどんいい制度に育ててきたという歴史があるわけですが、前回のときにも文化庁さんにはちょっとお聞きしたんですが、3年見直しのチャンスを逃すと次がないのであれば、もう思い切ってやるしかないのかなというように、私自身は思っています。

この補償制度は、美術館のため、美術業界のためにできた制度なので、やはり使いやすい制度にならなければいけないということが言える。もう私自身もそう思っていますし、そうしなければいけないと思っていますが、一方では、保険代わりの単純なものではなくて、日本の美術館の中で、この制度を安全に守っていくという考え方もやはり持っていただきたいなど。

というのは、やはり従来以上に、例えば美術館の施設であるとか、輸送であるとか、そういうことに神経を使っていたきたいなど。美術品輸送というか、展覧会に関しては事故もめったに起きないけれども、万が一何かのときに起こってしまうということがあって、この制度が破綻してしまうのも非常に私自身としては怖いなど思っているわけで、そのためには、やはり「うっかり」、「ヒヤリハット」といいますか、そういうことがないように、申請をする案件については、従来以上に、例えば施設であるとか輸送であるとか、そういうことに美術館の皆さんが制度を利用するんだから、より安全に慎重にという感覚を持っていただきたいなど。

そのための一つの方策ということでもないんですが、書類を見させていただいて、こういう点はどうなんだろうということをいろいろ指摘させていただいているという次第なんですけど、あとはその締切りのタイミングについては大変申し訳ないなど。だから、もう少し開催の回数を柔軟にできればいいのかなとは思いますが、できた当初はもうぶっつけ本番、本申請ということだったんですが、今は、事前照会をしてから本申請という具合になっていますので、事前照会の段階である程度、例えば施設とか予算とか、そういう決まっている部分はその時点で御準備いただいて、あとは本申請直前にいろいろな資料をお作りいただくという形になるのかなと思うんですが、ただ、若干柔軟性が欠けているのかなという点は正直思っています、そこはできれば柔軟にできたらいいのかなとは個人的には思っています。

というのは、私もいろいろな国から、何とか美術館展は1か所から来るわけなので、そう手間が掛からないというか、手間はもちろん掛かるんですけども、比較的、さっきおっしゃったような31レンダーもある案件のいろいろな手配と、ある美術館1館から借りてくるのでは、もう相当手間が違うということもよく分かっていますので、そういう形ではできるだけ柔軟性を持たせた方がいいのかなという具合には思っています。

あとは、この制度の中で見直しをもう一つしてほしいなど思っているのは、1度申請して承認を受けた後に、オークションでこれだけ金額が上がってしまったので、この作品について金額を上げてくださいという話のときに結構大変なことがあったので、そういう部分については柔軟に対応するか、でなければ、その金額が上がった部分を民間の保険で受けるとか、そのようないろいろな柔軟性を持たせた形ができればいいなど思っています。

まとまっていますけれども、一応お伺いした中で、私の部分でお話しできるところということで、お話しさせていただきました。

佐藤委員： お話があったように、今回のこの保険制度、あるいは保険料水準について、いろいろ御意見を伺いました。保険制度については、私は、今、箱守委員がおっしゃったように、これができてからまだ3年なので、これからまだまだ発展していくような仕組みだと思うんですね。特にスタートしたときが2011年の4月ということで、まさに3.11の震災の後、日本への美術品の貸出しをためらう向きがあったときに、こういった国家補償制度がスタートしたということで、日本に大きな美術展を持ってくるのが非常に持ってきやすくなったというメリットはあったと思うんです。

ただ、これをスタートしたときにそういう大きな事象があったために、保険料水準が日本に向けての美術品については余り数字が下がりませんでした。やはり地震については、1億円以下は自己負担だというようなことも含めて、そういう事故があったらどうしようという海外の再保険者の意向もあって、かなり高い水準が続いていたと思うんです。

そういうものについては、今回この3年がたったところの見直しの中で是正をしていくためにどうしたらいいかということで私もこの委員会でもいろいろ発言をさせていただいています。

私も、私どもの会社は美術館があって、その美術館の方も私は理事長を務めていますから、おっしゃるようないわゆる小さな美術館、あるいは地方の美術館に寄り添う形で、こういった国家補償制度が使われるようになるということは、私にとっても本望なので、そういう方向で、今後もこの委員会で努めていきたいと思っております。そういう点で、保険制度並びに保険料水準については是正が必要だというお考えは、私も同感でございますので、そういうものできるように、いろいろ努力をしていきたいと考えております。

以上です。

鈴木部会長： ありがとうございます。事務局にちょっとお伺いしたいんですけども、3年たったので見直しということなんですけれども、見直しは別にこれで終わりということではないんですね。しょっちゅうはできないでしょうけれども。

渡辺課長補佐： 法律の附則に3年を目途にということで書いてありますけれども、もちろんそれ以降でもあり得ると思えますし、これで最後ということではないと考えております。

鈴木部会長： あり得るわけですね。はい、白原委員どうぞ。

白原委員： 今、お話にありましたのは、8か国31か所から作品を借りてくるというのを聞きただけで、当館よりも随分規模が大きな美術館だなと思えますけれども、一つ、まずアメリカの方への説明をもう少しするべきではないかということは、確かにこの委員会でも度々議論になってきたことだと思っております。

私の記憶が正しければ、2年前、2012年、まさにこの場所で、東京文化

財研究所のこの会議室を使って、日米文化教育交流会議（カルコン）が行われました。そのときに、ちょうどボストン美術館展の開催期間中のごさいますて、ボストン美術館の学芸のアン・ニシムラ・モースさんですとか、コンサバターの方もいらっしゃっていて、その会議に参加していただいて、この国家補償のことについても議題に上ったことがございます。なぜならば、この制度がそのボストン美術館展で、共催メディアの方は是非申請をしたいと意気込んでいらしたのが、結局最後の最後でこの免責事項の問題が解決できず、申請できなかったという事情があったものですから、非常にホットなときに、なぜ使えなかったんでしょうかということをお聞きしたことを覚えております。

そのときに、やはりボストン美術館側は免責が多過ぎるというお話が出て、その後、これは文化庁の方に確認したいんですが、免責事項がやはり1ページ目にずらずらとあるというお話があつて、これ、実は改善をされていることだと申し上げたいと思います。今、一応何項目になっていますでしょうか。

渡辺課長補佐：今、明確に免責事項ということでは4項目でございます。それ以外は、主催者及び所有者側に安全に配慮する義務を課すということで、今、対応しております。ただ、1点補足として申し上げますと、約款を昨年4月に改定しまして、免責事項が、今、見かけとしては4つになっているのですが、その新しい約款についての特にアメリカ側の美術館からの反応というのが、まだ余りよく分からないというのが、今の実情でございます。

白原委員：そうですね。今、まさにおっしゃったように、たしか前回のカルコンでもそのお話が出て、アメリカ側から参加していた方は「あ、変わったの」という反応だったということで、要するにまだ認知されていないという状況にあるということは、残念ながら申し上げないといけないとは思いますが、その辺の働き掛けをこれからどうしていくかということで、反応を見たいという気持ちがあるということは申し上げられると思います。

近々、例えば今年の5月に、今回はアメリカ、シアトルで行われるAAM (American Association of Museums) の年次総会のような場を使って、ちょっと私は行ってこようと思っているんですが、例えばそういうパネルを開いて、日本とアメリカにおける国家補償の現状とその問題点というものを話し合いませんかというような申出を私はしておりますけれども、アメリカ側でも実は問題があつて、これが改善されたかどうかですね。つまり、やはりアメリカ国内でも地震があるということで、地震関係の条項を入れましょうということが、サンフランシスコの地震の後、出てきたと。

だから、アメリカもやはり何かが起こるたびにどんどん制度を、それを含めた改善をしていくというような段階にある、という話を前のNEAの方からも伺ったことがあるので、それをお互いのペースでよくしていくという何か話合いの場を持つと。それをアメリカでやるということが非常に意義があるのではないかと私は個人的に思っております。ですから、そうした場をこれからも持



つということは重要で、せっかく改善しているのに、それをどうか御宣伝いただきたいなと思います。

もう一つは、3か月前に書類をそろえるのは厳しいというようなお話ですが、これはやはり制度の違い、それから新聞社さんなどが入る展覧会との開催形態の違いというものが大きいと思うし、それから、日本ではやはりどうも、悪い言い方をすれば突貫工事的に短期集中して作り上げるという展覧会の方式なのに比べますと、特に欧米では1年、2年掛けて行う。

アメリカのNEAへの申請というのは、来年度こういうラインナップの展覧会をするに当たって、どの展覧会をNEAに申請するかという年度計画の中にNEA申請が組み込まれるというのが、私が元の職場にいたときもそういう話がありました。ですので、どう理想論を言っているのか分からないんですけども、どのようにその準備段階をもう少し早めることができるのかということもあるのではないかと思います。

バーを下げるということが、バーを下げるだけでなく、それを審査する側の体制を考え直すという機会にもなると思いますので、申請しやすくなる。しかし、分厚い資料を作成することとのアンバランスをどうしたらいいのか。たしか前回にそういう議題が出たときに、1度目はやはり出さなければいけない。だけど、1度出したものが、例えば5年、あるいは10年、何か改築などの変更がなければそれが有効であるというような、これはアメリカのAランク制度というのはそうなんですけれども、そういうAマークをもらっているところは、直さなければそれが何年間かは有効であるというような、もう少し簡便化するような方向性というものも考えていいのではないかと思います。

以上です。

村上委員： 五木田館長の御意見、全体としてはとても共感することが多いんですが、今、白原委員もおっしゃった申請の時期のことですね。これは美術館側である程度共通した意見ができないと、文化庁の方もどう対応をしていいのか分からないということであると思うので、美術館にとってどのくらいの時期に出すのが一番望ましいかということも結構重要だと思うんですね。

その点で、ちょっと五木田館長の意見とは、私は考え方が違ってまして、もちろん、レンダーが1か所であるか、それとも今回、先ほどおっしゃったように何十か所から借りるかによって、その作品のリストがまとまる時期というのは随分違いますけれども、ただ、どんな展覧会でもかなり美術館として力を入れて、それなりにいろいろなところから借りて大きな展覧会にして、お客さんもたくさん入れようと思ったら、やはり少なくとも半年前には大体7、8割は作品が決まっていなくて広報もできない。3か月前にはほぼ決まっていなくて、そこから先、カタログの準備も何もできないということになる。

だから、3か月前では早過ぎるとなると、逆に本当にそれで展覧会ができるのかと、ちょっと私の感覚からすればそういうことです。もちろん、個人コレクターとか画廊とか、そういうところは本当にぎりぎりまで分からないところ

がありますけれども、大体欧米の大きな美術館だと、もう1年前にリクエストしないとそもそも受け付けません。そうすれば、大体遅くとも半年前には大きなところは貸すという回答は返ってくるわけですね。ですから、半年前ぐらいに大方、100%ではないにしても7、8割方リストが出来上がっていて、その段階で審査できるようにした方が、むしろ望ましいと思うんです。

3か月前に提出して、審査するというのは、今、そうですけれども、実際私は審査する立場の側から見ても、これは結構ぎりぎりですね。どうしても書類を受け取って、それをチェックして、会議を開いて意見を出して、それを文化庁が受けて、政府の中で協議、手続をして正式に受け付ける。これはもう3か月といったら本当にぎりぎりです、それ以上遅らせるともう国家補償が間に合わないというか、1週間前まで、国家補償が適用されるのかされないのか分からないということになると、民間の保険も間に合わないということになりますので、個人的には、3か月前でも早いというのは、かなり疑問があります。

むしろ、仮にいろいろなレンダーから借りる展覧会でも、8割、9割、3か月前だったら、まあ大体9割くらいできている。そこで、その段階できっちり申請をして、そこでまだ決まっていない部分は仕方ないから民間の保険を適用するとか、そういう形にしないと、余りぎりぎりまで、適用されるのかされないのか分からないというのは、かえって主催者の側にとっても困ることにはならないでしょうか。

鈴木部会長：ちょっと時間がまいりましたので、また3人の方が終わった後でも、御意見をいただければと思います。東京富士美術館のヒアリングは以上といたしたいと思います。どうもありがとうございました。

続きまして、国立国際美術館の山梨館長より、御意見の発表をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

山梨館長：国立国際美術館の山梨です。よろしく申し上げます。私は、先ほどの御紹介のときに、有識者としてここにまいっているとなっておりますが、自分が何を言えればいいのかとちょっと困ってしまいますけれども、もともとこの国家補償制度が出来上がるために、村上委員や、今の青柳文化庁長官と一緒に動いていたという経緯があります。

それは、その当時私自身が神奈川県立近代美術館におりましたので、全国美術館会議として、公立美術館を代表するという形で動いていました。今、国立国際美術館にいて、少し立場が違ってはいますが、それでも国公立・私立を問わず美術館で働いている経験が長いので、様々な美術館の立場のこと、あるいは新聞社のことを全てを知っているというわけではありませんが、一通り知っているということでここに来ていると御理解くださって、私なりの意見というものをお聞きくだされば有り難いと思います。

ただ、今、五木田館長がいろいろ説明して下さったことで、私自身が認識している現状での課題というのをほとんど全て網羅されているんじゃないかと

思います。ただ、ここはヒアリングの場ですから、重複していても、ここが必要なんだというようなことが複数の人間から出ることによって強調されるというような意味では、重複をあえて恐れずに言います。

私が、今、考えているのは、およそ7、8点の事項だと思います。一つは、何といっても50億円以下の料率の高さ。

もう一つは、この50億円という限度を下げるべきであるということ。

それと、手続の煩雑さ。国家補償を申請するための書類の煩雑さ。

それと、この国家補償というものがどういうものであるかということ、今のところ外国の小美術館、コレクターにどうやって広く認知していくかということ。

それと、皆さん委員の方たちの、あるいはこのシステムの審査の手続。要するに煩雑さと期限の問題ということにこれもなりますが、その部分。

それともう一つは、将来的にこういう見直しの機会は定期的に作っていくべきだろうと。国家補償というものが、常に展覧会なり美術館なりの実情によって状況が変わっていくということを考えれば、常に将来にもそういう見直しの機会が必要になってくるだろうということですね。そのことをあらかじめ含んでおく必要があると。

それと、さっき五木田館長が少しだけ触れられた、今、この制度は外国から物を借りてくるときになっていますが、国内で物を動かすときにどうするかということ、をそろそろ考え始めた方がいいのではないかということ。

以上のことですが、一つ一つ、今、言った順番でちゃんと言えるかどうか分かりませんが、自分の経験あるいは周囲から聞いた話で説明を少し加えていきたいと思います。

まず、料率の高さですけれども、さっきは佐藤委員が保険会社に有利にというふうなことはないとおっしゃっていましたが、これは有利だとか不利だとかいうんじゃなくて、企業の論理として、50億円までの間が一番危険が高いんだというふうなことになるれば、必然的に料率は上がっていきますよね。

これは、だから企業側のもうけというのではなく、完全な営業の論理だと思いますので、これを下げていく。あるいは既に3年やって事故がない。これは保険会社、保険制度というのは多分そういうものだと思うけれども、そのことによって料率がだんだん下がっていくというようなことがある。そのことを含みながら、料率の問題を考えていかなきゃいけない。これは、きっと保険会社の人にもよく説明しながら、企業の中でそういう修正が行われていくという場を作る必要があるのではないかということ。

もう一つは、50億円というものが、さっき箱守委員が言った、極端に言えば1億円に下げてもいい。当然そうあるべきだと思います。そして、数字はともかく、1億円に下げたことによって、例えば料率が今のままだと、当然50億掛ける何%、1億掛ける何%で数字が圧倒的に違ってきますから、その料率の問題と同時に、免除の上限を下げるということはとても必要なことなんだろうと思います。これが、料率の高さということと、下限の限度額を下げていく

ことの必要性ということになっていくと思います。

あとは、手続の煩雑さということに関しては、今、美術館と新聞社が組んで行う展覧会の国家補償申請は、ほとんど書類作成は、全てとは僕も認識していませんが、ほとんどの場合、新聞社がやります。つまり美術館では、その書類作成ができる能力がある人間がいないというわけではなく、ここの委員の方たちは美術館関係者がほとんどですから、僕が改めて言うまでもなく重々御承知でしょうけれども、それだけの人手がないんですね。

全国的に国公立・私立問わずに、学芸員の数というのはどんどん絞り込まれていて、一人一人の学芸員の仕事量が膨大に増えている。その中でこういう作業をする余裕がない。展覧会準備をするのはものすごく大変な作業ですから、そういう点ではほとんど新聞社がやっている。この制度を利用しやすくするためには、書類作成の煩雑さをできるだけ解消していかないと、せっかくいい制度なのに有効に使えないだろうということが、ごく素朴な部分で考えられます。実際そうです。

それと、あとは審査員の方たちが、さっき村上委員がおっしゃっていたけれども、どれが国家補償に相当すべきかという展覧会をいろいろ書類で審査するわけですが、この審査自体が非常に大変だと思います。この展覧会の何か月前までに国家補償の要件を満たしているかどうかという判断がつかないと、展覧会自体が組み立てられないという非常に矛盾した関係がありますけれども、それを解消するためにも、審査の手続の簡便化、書類作成の簡便化というのはものすごく大事な要素ではないかと思っています。

そうすると、もう一つそこに付随して大事なものは、自分たちが計画している展覧会が国家補償を付けられるかどうかという判断、最終的な決定じゃなくて、予想の判断です。予想としてそれが早く分からないと、実際には展覧会が具体化していかないという要素が非常に大きいです。

私の経験で言うと、今、企画している展覧会では、作品を借りる財団は基本的に最初の交渉では、国家補償はうちの作品には適用しないというふうなことを言っていましたけれども、私の方で文化庁が作った英文の説明書を持って説明に行ったら、これなら受けましょうというふうに言っている。そのとき初めて、新聞社が共催をしてもいいと言っています。

つまり、受けられるかどうか、ただ、まだ申請していないから、最終的に審査員の人たちがうんと言ってくれるかどうか分かりませんが、もしそれで受けられないと、新聞社は降ります。つまり展覧会が開催できなくなってしまふというようなことがあるので、国家補償をあらかじめ受けられるかどうかの基準を作ってくれと、これは無理だと思いますからそこまで言いませんが、ある程度そういう予想が付けられる、展覧会の重要度でもいいし、内容的な位置付けという基準みたいなのがこの国家補償制度を運用していく中で掲げられるかどうか。結果としてそれができないとなってもいいですけども、そのところをちょっと検討していただきたいなと思います。

急いで言いましたけれども、大体要点は五木田館長が全部挙げてくださいま

したので、そんなところだと思います。

鈴木部会長：ありがとうございました。ただいまの御意見について、何かございましたら。展覧会の内容、重要度、基準作成と言っていたんですけれども、そういうのはどう思われますか。雪山委員はどうですか。

雪山委員：今の国家補償制度ですと、例えば私の見ている範囲、保険総評価額といえますか、保険の対象になるのが500億円以上ぐらいで、レンダーが1か所だったら利益が出ると。そのくらいの感じだと思います。

この制度の本来の趣旨としては、私は、昔、全国美術館会議の補償制度研究部会長なんていうことをやっていたんですけれども、とにかく美術館の設置主体がどこであろうと、やはり等しく利益が受けられるようにしてほしいと。この制度ができたとき、恐らく最初は国立の美術館・博物館だけが対象になるということを聞いていました。しかし、その後全国美術館会議等が、これは設置主体がどこであろうと、いいものは国が補償するという方向に進んで、つまり国立だけじゃない、公立、私立、すべての設置主体の美術館が一応適用を受けられることにはなっていますけれども、現実的にはほとんどの美術館は、今、適用を受けられないんですよ。

だから、それはやはり本来の趣旨に戻して50億円のラインを下げるとか、そういう措置が必要だろうし、それから、今、国家補償制度の適用を受けられるのは、要するに大規模な展覧会です。そして新聞社、テレビ局が付いていて、宣伝して、とにかく元を取れる可能性のある展覧会が対象になっていると。ですから、そういう展覧会、私は内容がよければもちろん国家補償制度を適用することは全く賛成なんですけれども、何か別枠というのを作れないだろうか。つまり、これは内容がいいというものに関して、何か別の枠で考えられないかと私は思っています。その50億円のラインが問題。

それから、もう一つの問題は保険料率ですよ。これは保険会社が責任を持たなければならないのは50億円ですから、本当はもっと安くなるはずだった。みんな大体そう思っていたら。しかし、実際にはほとんど下がっていないといいます。それが現状なわけですよ。その場合の保険料率が、なぜ我々の期待どおり下がらないのか。つまり、今の保険料率がどういうふうにして決まるのか。それがリーズナブルだということを、本当にみんなが分かるように説明してくれればいいんですけれども、そこところが私はいまだよく分からない。

ただ、これはここで審議する問題じゃないと思いますけれども、ある展覧会で保険会社が非常に安い値段を付けてきましたよね。こういう安い価格で引き受けてくれる保険会社があるとなれば、じゃあ、本当にリーズナブルな保険料率というのは何がリーズナブルなのか。そこをとにかくはっきりさせていたいただきたいという気持ちがあります。

以上のとおりです。

富田委員： 今、山梨館長のおっしゃった、どういう展覧会が可能かの基準みたいなものがあれば非常に助かるというお話だったんですけども、実質的には多分それはすごく難しいことだと思うんですね。その展覧会が、いい展覧会か悪い展覧会かという評価とか、その価値があるかどうかという評価は、多分すごく難しいものだろうと思うんです。

ただ、今、五木田館長もおっしゃっていたことですが、いろいろな形で制度を変えていき、もうちょっと利用しやすくするということになってくると、恐らく今は大新聞社がバックに付いている大きな展覧会しか申請されていませんけれども、もっと違う種類の展覧会の申請が多分増えてくるだろうと思うんですね。そうなってくると、その中でそういうものが通ったということで、それが恐らく一つの基準になってくると思います。

だから、そういう意味でも限度額の引下げとか料率の問題とか、あるいは書類の煩雑さとか、改善できるところはどんどんやはり改善していく必要があるなど。それをやっていくことによって徐々に、今、すぐに理想的な形には恐らくならないとは思いますが、5年、10年とたつに従ってどんどんいい形に作り上げていくことができればいいんじゃないかなというのが、ちょっと現実的なことを考えると、そういう気持ちが今はしていますけれども。

箱守部会長代理：あと、今、お話を伺っていて、保険料が安くなれば書類の煩雑さも余りいとわないことになるのではないかなと思うんですけども、私はアメリカのNEAの調査ということで、2度お邪魔したんですが、その際に彼らは、一つにはやはり国家補償を受ける案件については、大美術館が多いですけれども、国家補償を受けるためのチームを作って申請をするということをやっている、アメリカの制度のすぐれているところというのは、やはり自分たちの制度なので、事故をどうやってなくすかということを実際にいろいろ考えてやっていると。ここが非常に大きなポイントなのかなと思っています。

日本でこういう制度を定着させるためには、例えば地方の美術館で人手がないというお話があったわけですが、レジストラがほかを助けるという制度がアメリカではある。日本にはレジストラがいませんけれども、例えばどこか隣の市にある美術館の人に助けてもらって、そういう経験をお互いに共有するというのも大事だと思うので、そういう1館だけでやるのではなくて、そういうことをしながら安全性を高めて、意識を高めるというスタイルができるのかなということもちょっと思ったんですけども、いかがなものでしょうか。

山梨館長：それは、形としては望ましい形だと思いますよ。つまり1館のスタッフでするんじゃなくて、例えば地方の公立美術館だけで、新聞社を付けないで、自分たちで外国からこういう作品を借りて展覧会をやろう。そういう方向はとても大事で、そういう巡回をする美術館が集まってそういう書類を作成していく。

非常に望ましい形だと思えます。

ただ、それをするだけの人的な余裕が、今、いろいろな美術館の内情を見ると、とてもそういうことがやりにくい。もちろん、でもそれをやっていかなければいけないでしょう。やっていくためには、先ほど申しましたような書類作成の簡略化ということがどうしても必要になってくると思えます。あるいは、1度やってしまえば、過去のその手続を踏襲するという慣れが出てくれば、その煩雑さというのが軽減されていくでしょうけれども、それでもなお、今の書類の作り方を改善していく必要はどうしても出てくると思えます。

鈴木部会長：どうぞ。

白原委員：先ほど箱守委員がおっしゃった件と、今、山梨館長がおっしゃった書類作成がどうしても新聞社というか館外の方に回されるという現状も認知しておりますし、展覧会の説明にいらっしゃる方も、時々美術館の方は分からなくて、隣に座っていらっしゃる新聞社の方が全部答えると。美術館の方は、立ち会いますかと言うと「ええ、まあ」という答えが出てくる。でも、やはりこの制度が美術館のために、そして美術館の学芸員のレベルアップと底上げ、モラルの向上がもう一つの目的であるということからするならば、その大変な今の状況からどうやってそうした作業、自分たちの温湿度管理であるとか、消防署まで何メートルといった、1回書いてしまえば出来上がるその書類作成をどうやって美術館の人がしなければいけないかという、そこができれば、本当はそういうところに物を貸しちゃいけないんだというぐらいの点にどうやって持っていったらいいんだろうかと思うんですね。

去年でしたか、やはりこの議論があったときに、日本の美術館にはレジストラがいらないからと。確かにそうだとは思いますがけれども、別にレジストラという職種がなければできないというわけではなく、例えば当館の場合小さな美術館で、1点だけでもやはり借りるというときに、メインのキュレーターにほかのキュレーターがレジストラとして手伝うということで、縁の下の力持ち、事務的などころを、別な、でも展覧会のオーガナイズの仕方が分かっているほかの学芸員がサブとして、レジストラとして入るというようなことをやってあげればいいのか、何かそういういろいろな工夫が館の中でできないだろうかと思えます。

山梨館長：一つの館の中でそういう工夫、あるいは複数の館の中でそういう知識の交換ということは頻繁に行われていますし、その展示条件についてのファシリティ・レポートを作る。これはどこの美術館もやっています。しかも、全国美術館会議の中では、ここにいる委員の何人かも御存じでしょうけれども、保存研究会というのがあって、そこでファシリティ・レポートの作り方も、その書式を作りながらやっています。だから、そういう点ではいい方向には向かっているとは思えますね。

ただ、日常的な展覧会を組み立てていく作業の中で、その部分をどう組み込んでいくかといったときに、やはりどうしても必要なのは、この国家補償を申請するときの手續の簡略化だと思います。今、言っているような要素としてはみんな持っていますから、それを組み込んでいくときの簡略化というものを是非皆さんで考えていただきたいと。そうすると、地方美術館も積極的に動いていくだろう。

しかも、その作業自体がそれぞれの美術館の学芸員の実力を付けていく一つの方向であれば、それは積極的に全国の美術館がそういう構えで行くでしょうから、作りやすさというのか、そういう仕事で実力が付くんだから、面倒くさいけどやれと言うよりも、こういうことさえ押さえておけばできるんだというふうに若い学芸員たちがみんな認識すれば、それは全然変わっていくと思いますよ。そのためのルールを是非とも作っていただきたいと思います。

白原委員： もう一ついいですか。今、山梨館長がおっしゃったこと、本当に同感したいと思って、ちょっと繰り返させていただきたいんですけども、展覧会をやるに当たって、国家補償をもらえるかももらえないかが、やはり展覧会の規模、それからもっと言えば展覧会ができるかどうか、規模が小さな美術館であればあるほど、これから例えばバーを下げる、使えるようにするとなった場合を想定しますと、それによる還元が全体の予算の中で占める割合が大きくなるわけですね。

そうなればなるほど、その展覧会の規模自体、それから来年度のラインナップに組んで広報に回せるかどうかというその段階までに、国家補償が使えるか使えないかというのが分かってほしいというのが、多分その引き下げたときに、私立美術館が使えるか使えないかというところの一つ分岐点になってくるように思うんですね。

ですから、当館の場合もそうですけれども、じゃあ、使えるということをもう予算の中に組み込むぐらいの勢いで、だからこれが借りられるんだということが目玉になってくるという展覧会になるとすると、3か月前とか半年というよりは、もう少し前の段階で、非常にラフスケッチの段階かもしれないけれども、今、山梨館長がおっしゃったようにそこである程度の打診をして、それで通れば、あとはもうその指導にのっとなってクリアしていくというような路線を作れるようにしないと、とても私立美術館での有効な活用は難しいんじゃないかなと思います。

鈴木部会長： ちょっと時間になりましたので、また全部が終わった後で、ありましたらお願いしたいと思っております。

山梨館長： 先ほど、トラック1便に50億円以内とか話が出ましたけれども、今、絶対的にそれは通用しませんから。例えばジャコモメッティの彫刻1点150億しますから、この枠はお考え直しいただきたいと思います。



鈴木部会長：分かりました。山梨館長には本当にありがとうございました。重ねて御礼申し上げます。続きまして、名古屋芸術大学大学院美術研究科の長田教授より、御意見の発表をお願いいたしたいと思います。よろしくお願いします。

長田教授：御紹介いただきました長田と申します。私は、今、お話しされたお2人と違って、美術館の内部の人間ではないので、異なる立場からこの制度について考えるところを述べさせていただきます。とはいえ、やはり既に実際に行われているこの制度ですので、私が美術館の委員をしている美術館等に話を聞いたりしたことなどがいろいろ参考になっています。

合計7点ほど、やはり重複を恐れずに申し述べたいと思いますが、まず第1点は、「貴重な」作品を含む小展覧会をこの3年間で合計12、これから開催されるのを入れて12企画され、つつがなく進行していると。古今内外の「卓越した」美術作品に、広範な人々が比較的容易に接する機会を確かに作り出した。ただし、「貴重な」あるいは「卓越した」という形容詞には括弧を付けながら話しております。というのは、いずれもこれらの展覧会は、今、御議論にも再三挙がったように、極めて大規模な展覧会で、いずれの展覧会も入館者数を競い合うようなものであります。

入館者数を競うということ自体が問題ではないのですけれども、この間の日本の美術館行政は、やはりこの入館者数を国レベルでも地方レベルでもしきりに問題にする方向へと大きく動いてきた。この流れの中で機能しているということ。つまり、大型の入館者数が誇れるような展覧会が、卓越した国家補償の対象となるような展覧会であるということ、自動的に意味せざるを得ないものとなっている。それがポジティブな意味を当然一方で持っていて、広範な人々にすぐれた作品を提供したという事実は一方であるということ、申し述べた次第です。

同じことを美術館サイドから言えば、非常に厳しい美術館行財政条件の下で、ともあれ大きな意欲的な展覧会をこの国家補償制度に従って実現し得たということも、御同慶の至りというわけです。これもポジティブであると同時に、ネガティブな意味をどうしても持たざるを得ない。これが第1点です。

第2点は、この制度が発足する前に、私は議論するあるレベルで委員を仰せつかって、その場でやはり意見を述べさせていただきましたが、そのときに、やはり国立の美術館が念頭に置かれているけれども、公・私立の小さな美術館も含めて、このような制度が適用されることを展望すべきだという趣旨の発言をさせていただきました。

この点に立ち戻って見るならば、12の展覧会を見ると、公・私立の美術館の連携というようなのが事実として入っていて、ともあれ国立美術館に限定しない制度として発足したことも前進したと思っています。4つにカテゴリーを分けてみると、国立美術館・博物館単独というのが1つ、国立美術館プラスメディアというので4つ、国立美術館プラス公立美術館プラスメディアというの

で5つ。公・私立美術館の連携プラスメディアというので2つの展覧会が対象になっています。こういういろいろなタイプの企画が実現したということは、当初国立に限定されてイメージされていたものを、前進させたということは確実だろうと思います。

3番目、このような制度で公立美術館などが、先ほどの御議論にもありましたけれども、例えば安全面で、あるいは展示の条件などなど、美術館が展覧会を実現するに当たって踏まえないといけない様々な条件を国際水準でクリアするという、いわば訓練の場というものがここで用意されて、それが今回12の展覧会に関わらなかった美術館にとっても、どういう条件をクリアしなければいけないのかという教育的な指針を提示することになっているので、これも一つ意味のあることであっただろう。これが3番目です。

4番目に、先ほど4つのタイプに分けて12の展覧会を整理してみましたけれども、そのうちの一つが東京国立博物館単独の展覧会でしたけれども、それ以外の3つのタイプは、再三御議論にも挙がっていたように、大手の新聞、あるいは大手の放送局、あるいは展覧会企画を固有の業務としている企業、これが必ず入っておりました。これらは、要するに大変大きな展覧会を、しかもこの国家補償という非常に煩雑な事務を要求している制度に乗せていく上で、事実としてこれらのメディアや独自の企業が関わらないと、展覧会が実現できないのだということを明らかにしているわけだと思います。

これは国立の美術館でさえも——国立美術館は、国立美術館単独だと国家補償をするというので若干難しい問題があるのではないかなということが推測されますけれども——国立美術館単独でやったとしても、その事務量を学芸や事務機構で担い切るといのは大変だろうと。聞くところによると、優に厚い電話帳、今どき電話帳ははやらないですけれども、かつての電話帳1冊ぐらいの書類の山を作らなければクリアできないし、それだけ電話帳の書類を作ったとしても、申請した全ての作品が国家補償の対象になるとは限らないと。数点申請して、やっと通ったのが1点だという話も聞いています。非常に徒労感の大きい事務作業を強いられるというわけで、それを美術館の外に、つまり新聞社であるとか放送局とかなどに、いわば外に委ねることが、現状の日本の美術館の中ではどうしても求められる制度になっているということです。

ところが、このような形で制度が現にできているということは、従来から日本の美術館で、マスコミなどに頼らないと大きな展覧会ができないという問題が、諸外国と比較しながら指摘されてきました。美術館の在り方にとって前進する方向を打ち出す制度こそが求められるときに、大きな力のこもった展覧会をやろうとすると、今まで以上に新聞社や放送局に依存しなければいけないという形で機能する制度は、やはり問題が大きい。

つまり、力のこもった展覧会を実現しようとする上で、国家補償制度が是非とも必要だと私は思っているんですけれども、しかし、その必要なものを作ることによって、日本の美術館が抱え込んでいる従来からの問題点を解決する方向ではなくて、むしろその問題点をより深めてしまうという形で機能する制度

の在り方は、改善しなければいけないだろうということです。

以上が4番目で、5番目です。既にこれも御指摘があり、また議論もあったことですが、一つは特にアメリカとの間で、免責等の条件について基準の違いがあると。つまり、とりわけ海外との貸借を念頭に置きながら作った制度であるにもかかわらず、その諸外国と条件が合致しない、そごがあるということは、制度をよりよく発動させる上で、最初から困難を抱え込んでしまったということだと言わざるを得ません。

それから、同じこの5番目の2番目としては、先ほど来問題になっていた50億円。50億円までの額が相対的により高い料率で設定されていて、先ほど雪山委員のお話だったか、大体500億円相当に達しないといわゆるペイしないという形になると、50億円レベルの作品がいろいろあるとすれば、労力ばかりかかって、実際のこの制度のメリットが機能しないということになります。この制度の中にあるそごが内在しているということで、免責の問題とこの50億円の問題を私も挙げさせていただきました。

6番目です。最初に申し上げたことと連動することですけれども、美術館が独自の調査研究に基づいて深く問題提起的な企画展を実現し、古今内外の美術に新鮮な眼差しを注ぐ機会を提供する。このような美術館の役割をこそ大事に考えようとするならば、そのような展覧会が直ちに大衆大量動員につながるかどうかは、保証のうちではありません。むしろ、非常に問題提起的な展覧会は、入館者数は少ないということもまま見られるわけです。

しかし、そのような展覧会が実現されるために、海外から非常に高額に設定されている作品を是非とも借り受けるということが必要である場合に、そのようなときにこそ、この国家補償制度がうまく機能するようであるべきだと。ところが、最初に申し上げたように、大型の展覧会でないと実際には機能しないという仕組みの中で動いているのは、是非今後は改善していただくべきではないかというのが、1番目と対応しながら、よりポジティブに述べさせていただく6番目のポイントです。

7番目に、この制度が制定される途中、文化庁が研究の報告書を提示されていると、インターネット上で存じ上げていますけれども、その中で、アメリカとイギリスとフランスの国家補償制度をリサーチして、それぞれ比較し、それぞれのメリット・デメリット、あるいは特徴というものを書かれていました。

イギリスの制度が、国家補償の対象になる作品のコンセプトのレベルで、ナショナル・ヘリテッジ——国民遺産とでも訳しておきます——日本で言えば文化財という考え方にも通じるのでしょうけれども、このコンセプトに基づきながら国家補償をしていくので、海外からの作品だけではなくて、国内の作品をも対象にしている。つまり国内の移動に関してもこの補償制度を適用していて、この国家補償の制度をつかさどっているのがアーツ・カウンシルであるように、これは私が一体どこが管理しているのかいろいろ調べてみたら、イギリスのアーツ・カウンシルであるということが分かりました。

ただし、イギリスのアーツ・カウンシルがどういう具体的な方法でこの国家

補償を運用しているのか、そこまでまだ分かっていないのですけれども、このイギリスのコンセプトの立て方と、それからアーツ・カウンシルがそれを行っているということが恐らく条件になって、イギリスでは国家補償の対象になる展覧会が、アメリカやフランスと比べて破格に多い。桁が違う。しかも、この国家補償の対象になるのは、ハイアートから、例えば紅茶のポットまでというような言い方をアーツ・カウンシルのサイトでは書いていますけれども、非常に幅広いオブジェクトを対象としている。

こういうイギリスの制度というのを、やはり一度きちんと詳細に検討してみる必要があるのではないかと、私の最初の6点のポイントに関わりながら改めて思いました。つまり、小規模な美術館であったとしても、意欲的な展覧会をハイアートというエスタブリッシュされたものに限定せずに企画していき、その文脈の中に、高額に価格が認定されているような作品をも交えた展覧会企画をしていくときに、そのような展覧会が必ずしも何十万人の入館者が期待されなくても、国家補償制度がそこに適用されるという仕組みを、もしイギリスの制度にいろいろ学びながら実現することができるのであれば、非常に意味があるのではないかと思いました。

以上、7点です。

鈴木部会長：ありがとうございました。何か御意見等ございましたら。はい、どうぞ。

岡部委員： 前回の委員会で、今、長田教授がおっしゃったように、イギリスの実際の実施状況みたいなことをもう少し詳しく調べた方がいいという意見を言ったんですけれども、基本的にこれまでやはり3年間実施してきたことに関しての、いわゆる日本の展覧会文化というのを大きく考えたときに、この制度があることで、それがプラスになっているのかマイナスになっているのかということ、もちろん使いやすく改良していくとかそういうことも大事なんですけれども、考える必要があると思うんですね。

そうすると、皆さんがおっしゃっていたことと同じなんですけれども、結局はもともと日本の展覧会の一番多い方法論、すごく有名な美術館や博物館からまとめて作品を借りて、多くの人に見せるみたいな、これはともかくかなり日本的というか、日本特有の展覧会のすごく多い在り方だと思うんですね。これはほかの国には余りないと思います。

つまり、展覧会を作るといふことのクリエイティビティが、日本の在り方を見るとやはり非常に少ないんですよ。それは、ともかく先ほど長田教授がおっしゃったように、人とお金を掛けなきゃできないわけですね。たくさん重要な、いわゆる海外でも日本で言うと重文ぐらいのものを借りてきて、しかも見せるわけですから、危険も伴いますし、それにはものすごく対価を払わなくては行けないから、そういう展覧会はやはりすごくお金が掛かるわけですよ。ということは宣伝費も膨大に掛かるし、人もたくさん入れなくちゃいけないという。でも、日本においてはそればかりずっと続いてきているわけですね。

この制度を作ったら、何かそういう展覧会が、プラスそれだと何か申請しやすいとか、そういう展覧会は申請しています。だけれども、それ以外の展覧会が増えるということには、私は全然プラスになっていないと思います。

日本の大きな展覧会の文化のクリエイティビティを増していく、あるいはそれによって見る人自身の視覚的な認知度であるとか、やはりもっと大きな意味での文化度というのを上げていくために展覧会があるわけですから、それがプラスになっているように思えないんですね。

だから、やはりすごいラディカルに変えない限り、これがやはり日本の展覧会文化にプラスになっていくようには思えないので、長田教授の意見に賛成なんです。まずはイギリスが、今、どのような形で実施されていて、危険度がどのくらいあるのかということもちょっと気になる場所なんですけれども、そういうことも知りたいと思っています。

渡辺課長補佐：今、先生がおっしゃられたイギリスの事例、あとほかにも諸外国、フランスですかアメリカの事例も含めて、これから、海外の大使館を通じてになると思いますが、調査すべく、今、準備をしているところでございます。できるだけ早く御報告できるようにしたいと思っております。

鈴木部会長：ありがとうございました。ほかには何かございますでしょうか。

白原委員：一ついいですか。今、3人の先生方のお話に通じて、その申請の書類の厚さ、最後は電話帳という比喻が出てきたことにあえてちょっと申し上げたいなと、今、思ってしまったんですが、私はアメリカにおりましたときに、NEAの仕事を手伝ったことがあります。そのときの書類の厚さもやはりこのくらいございました。じゃあ、そのうちの全部がどういう内容かという、多分ですが、間違ったら指摘していただきたいんですが、3分の2以上は出展する作品のビジュアルリスト、そして温湿度の前年度の1年間分、あるいはその同じ時期の温湿度の記録というものがページの大半を占めているように思います。

ですから、厚いということだけを何か取り上げられると、ちょっとバインダーの厚さもありますし。それから、それぞれの項目を分ける。最初は項目を分けてなかったんです。それで我々も本当に見るのが大変だったんですが、次にしたことは、まずページ数を振ってください。つまり何ページ目の話をしているのか、これも大変だった。次に、項目別に色紙を入れてくださいというようなことで、どんどん膨れ上がってしまったということも物理的にはあるかもしれませんが、内容的に、実は私、先週から今週にかけて、AAMの作っているファシリティ・レポートをイギリス側に提出する仕事をしました。イギリス側もAAMを使っています。ですから、アメリカはもう国際標準になっていることはつくづく分かったんですけれども、それをやはり書いておりましたときに、ほぼ内容はこの国家補償に関わる申請内容と重なっているということを考えるならば、膨大に多いという指摘は、ちょっと何となく一言申し上げた

いような気になりました。

更に申せば、イギリスに、今、提出したときに、大英博物館はケースのファシリティ・レポートというのも提出させられました。これは展示ケースに限ったファシリティ・レポートで、ガラスの質からその厚さ、エアタイトの仕様からその開閉の形式まで、全部を細かく出させるものです。ちなみに、国家補償でそこまではお願いしていないということなので、その厚さというところにもちょっともう少し考えなければいけない余地はあると思いますが、アメリカでもその厚さのものはみんな拝見しております。

鈴木部会長：あとお一人ぐらいどうぞ。

馬淵委員：私は、まだこの委員会2度目で、去年、それからこの制度ができるいきさつというのは余り存じておりませんが、やはり一つの新しい試みが始まっているいろいろな痛みがあり、いろいろ改善すべき点があるということで、3年たったのだと思います。

今、白原委員の御意見とか、皆様方の御意見を伺っていると、とにかく最初は死ぬほど大変だったというのは非常によく分かります。ただ、やはり反省点がたくさんあり、それをいろいろ改善していく。一番繰り返し出てきているのは、その50億円を下げしてほしいと。非常にはっきりとした数値が出ていて、これに関してはこの委員の中で反対する人はいないと思いますし、あとは政府内での折衝ということになるんだと思いますが、やはりこれが非常に大きなハードルになっているということはもうどなたもお認めになることだと思うので、この辺はやはり力を入れて、とにかくこの数値を下げてください。

それから、ファシリティ・レポート等に関しても、やはり幾つかの既にチェックされた機関等々に関しては、複数で何度も同じ書類は出させないで済むようにするとか、そういう簡便化する方法はある程度見えていると思うんですね。

それで、岡部委員が非常にドラスティックな問いを提示されて、確かにもうこれは、このまま進めば大きな新聞社、大きな放送局、大きな美術館が使うしかないということはそのとおりだと思うので、それを本当に危機感を持って、少しでも幅広く、多くの美術館が使えるようにということ、それから、それがより美術展の質の高さにつながるような方向に行くということを目指して、やはりせっかくできた制度で、この制度を作るために本当にたくさんの努力が積み重なってきていますし、まだ3年しかたっていないということを考えますと、やはり何とかそれを使いやすいものにしていくという努力を繰り返し行うことによって、多くの美術館、多くの博物館等がこれを使いたいと思うような方向に、多少はオプティミストな意見ではありますけれども、そういうふうに行ってほしいなど、概括的な感想ではございますが、そう思いました。

以上でございます。

鈴木部会長：それでは、最後に箱守委員から。

箱守部会長代理：私、いろいろお伺いして、一つだけ忘れてはいけない点というのは、これは意義のある展覧会选择というよりは、やはり安全性が確保された展覧会にそういう補償を出すという、やはりそこが一番で、事故があるとやはり税金から支出するということになるので、そういうことにならないようにどうするかということ、やはり最初に考えなければいけないことだろうと思っています。

2つ目に申し上げたいのは、私なりの理解は、昔、イギリスの制度を調べたときに、イギリスはたしか申請が極めて簡便、要するにファクス1本でいけるという制度ではあるんですが、逆にそれがゆえに事故が多いというような記憶がたしかあるんですね。ですから、そこは今回文化庁さんで調査をしていただくということなので、その後の状況とといいますか、手続簡便化が逆に事故を安易に起こしてしまうみたいなことにならないように、妥協点を見つけるといいますか、申請の際の手続面でどこまで簡略することがいいのか、簡略しないでちゃんと出す方がいいのか、そういう判断をしていただければなと思っています。

鈴木部会長：ありがとうございました。

渡辺課長補佐：現在、把握した範囲では、イギリスの場合、国立はかなり簡単だけれども、そうでないところというのは、やはりたくさん書類を出させているということで、ただ、実際にその審査する側でどの程度細かく見ているかというのはちょっとまだ分からないところですので、その辺りも聞いてみたいと思っています。

鈴木部会長：それでは、時間がまいりましたので、ヒアリングは以上といたしたいと思っています。長田教授、重ねて御礼申し上げます。ありがとうございました。また、お三方には大変ありがとうございました。

## (2) 審査等

- ・ 事前照会のあった2件の展覧会に関して、審議が行われた。

## (3) その他

- ・ 美術品補償制度を適用した展覧会「フランス・ベーコン展」の実施報告書について、事務局から報告を行った。